

クロチアニジンの基準改正に係るパブリックコメントの結果について

平成 26 年 3 月 18 日

農薬・動物用医薬品部会

クロチアニジンについては、農薬取締法に基づくほうれんそう及びはくさい等への適用拡大申請に伴い、平成 22 年 11 月に、農林水産省から厚生労働省へ基準値設定の要請がなされた。その後、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ、平成 25 年 6 月に、本部会で残留基準改正について審議を行い、同年 10 月に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会へ報告し、消費者庁協議を実施した。この手続と併行して、同年 10 月 4 日から 11 月 2 日までの期間パブリックコメントの募集を行ったが、多くの意見が寄せられたことから、その概要について報告する。

1. コメント総数 1657件

2. 内訳及び主な意見※

①農薬の登録、使用に関する意見 (694件)

- ・ EU で禁止された農薬は、日本でも禁止にすべきである。
- ・ 農薬として薬効があっても、残留量が多くなるような使用方法を認めるべきではない。

②残留基準値(案)が適切ではないとの観点からの意見 (1405件)

- ・ 欧米に比べて基準値が高すぎる。
- ・ 基準値がどのように決められたのか明確ではない。

③暴露評価に関する意見 (12件)

- ・ ADI 占有率の 80%以下を安全性の目安とすること、幼小児の ADI 占有率が成人の 2 倍になることなど、この暴露評価の方法自体に問題がある。
- ・ ADI 占有率への寄与率の大きいほうれんそう、茶の基準は削除すべき。
- ・ 急性参照用量 (ARFD) を考慮した評価が必要である。

④毒性評価に関する御意見 (99件)

- ・ 神経に作用する農薬であり、人の脳や、子供への影響が懸念される。

⑤残留農薬検査に関する意見 (2件)

- ・ 残留検査を徹底すべきである。

⑥食品の輸出に関する意見 (15件)

- ・ 基準値が高すぎると、日本の野菜を輸出できないのではないか。

⑦環境汚染に関する意見 (210件)

- ・ 環境や蜜蜂への影響を長期的に調査すべきである。

⑧その他の意見 (6件)

- ・ パブリックコメントの存在が広く知られていない。

※ () 内の件数について、1 通の意見に複数の項目の内容が含まれている場合、項目ごとに重複して計上した。ただし、いずれのグループか曖昧なものがあるため、件数はあくまでも目安である。また、事実とは異なる意見もあるが、あくまでも寄せられた意見を記載した。